

はじめに

地方の時代といわれる昨今、自治体は自らのアイデンティティを築くために、より個性を磨き、特性を活かした都市づくりが求められています。

古代ローマの建築家、ウィトルウィウス (Marcus Vitruvius Pollio) は建築の理を次のように表現しています - 「建築は firmitas(強) utilitas(用) venustas(美) の理が保たれるように造られるべきである」。

「用」とは機能性、「強」とは耐久性、「美」とは美しさを表しますが、この三つの要素はまさに都市づくりについても求められていることではないでしょうか。

「用、強、美」の三拍子が揃い、調和が取れた都市こそ、真に住みやすく魅力ある都市であり、市民の想いを満たす都市と考えます。

戦後の急速な都市化の中で、機能・経済性が重視され、「美」の観点に立った都市づくりが疎かにされてきた過去を省み、都市の美しさや潤いを追求した都市づくりをより一層進めていく必要があります。また国としても美しい国づくりを大きなテーマとして、景観に関する総合的な法体系である景観法が平成16年に制定されたところでもあります。

こうした時代背景と岡山の歴史・文化・人々を育んできた多様な自然や風土に着目しながら、この度岡山市の景観形成を力強く推進するためのマスタープランである「岡山市景観基本計画」を策定しました。

都市の美しさは、岡山市民共有の財産であり、岡山市の歴史・文化・人々を育む基盤を形成するとともに、人々の心にいつまでも残る「おかやまの原風景」として将来に渡って受け継がれていくことを目指し、岡山市では市民協働で景観まちづくりに取り組みます。

